

京都市告示第 328 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 1 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岡崎経 6 号線	左京区岡崎天王町58番地の 2 地先から 同町58番地の 1 地先まで	旧	メートル 62.10	メートル 5.95 ~ 6.50
		新	62.10	6.16 ~ 7.67
岡崎緯 25 号線	左京区岡崎天王町58番地の 1 地先内	旧	119.70	5.75 ~ 10.50
		新	119.40	6.01 ~ 9.03
崇仁緯 11 号線	下京区下之町76番地地先から 同町 1 番地の 2 地先まで	旧	55.30	2.35 ~ 3.55
		新	55.50	4.00 ~ 10.20

(建設局土木管理部道路明示課)